

第 4 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成24年10月19日

(平成23年度決算)

(土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成24年10月19日(金曜日)

午前10時2分開議
 午前11時8分休憩
 午前11時14分開議
 午後0時12分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第31号 平成23年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第36号 平成23年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第37号 平成23年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 平成23年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 井手 順 雄
- 副委員長 池田 和 貴
- 委員 西岡 勝 成
- 委員 荒木 章 博
- 委員 重村 栄
- 委員 佐藤 雅 司
- 委員 西 聖 一
- 委員 早田 順 一
- 委員 浦田 祐三子
- 委員 高野 洋 介
- 委員 東 充 美
- 委員 前田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

- 部長 船原 幸 信
- 総括審議員兼
- 河川港湾局長 上谷 昌 史
- 政策審議監 佐藤 伸 之
- 道路都市局長 猿渡 慶 一
- 建築住宅局長 生田 博 隆
- 監理課長 金子 徳 政
- 用地対策課長 鳥山 礼 生
- 土木技術管理課長 西田 浩
- 道路整備課長 手島 健 司
- 道路保全課長 亀田 俊 二
- 都市計画課長 内田 一 成
- 下水環境課長 軸丸 英 顕
- 河川課長 林 俊一郎
- 港湾課長 松永 信 弘
- 砂防課長 古澤 章 吾
- 建築課長 坂口 秀 二
- 営繕課長 田邊 肇 章
- 住宅課長 平井 章

出納局職員出席者

- 会計管理者兼出納局長 東 泰 治
- 会計課長 福島 裕

監査委員事務局職員出席者

- 局長 本田 恵 則
- 監査監 藤本 耕 二

事務局職員出席者

- 議事課課長補佐 徳永 一 博
- 議事課課長補佐 松尾 伸 明

午前10時2分開会

○井手順雄委員長 それでは、ただいまから第4回決算特別委員会を開会いたします。

本日は土木部の審査を行います。

まず、執行の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○船原土木部長 土木部長の船原でございます。

平成23年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

各部局の共通事項として御指摘のありました「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や取組マニュアルの改訂などにより、適正な債権管理に向けた取組みがなされ、成果も上がりつつあるが、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から、今後とも、債権管理を徹底するなど徴収促進に努めること。」についてでございます。

収入未済の解消につきましては、部内関係課による情報交換や徴収担当職員への研修会を実施し、未収金回収に係る対応の共有化を図っております。

また、個別未収金については、早期に資産調査を行うなど債務者の状況を的確に把握し、必要に応じて差し押さえ等を実施するなど、収入未済の解消に取り組んでおります。

特に、県営住宅使用料につきましては、夜間の徴収、明け渡し訴訟や強制執行、即決和解などの法的措置の積極的な実施、生活保護受給者の住宅扶助費家賃代理納付の利用など、徴収促進に努めてきたところでございます。

今後も引き続き未収金の解消に取り組んでまいります。

次に、土木部関係で御指摘のありました

「入札制度については、入札参加条件が厳しかったため県内業者が入札に参加できなかった工事があるので、今後、競争の確保及び県内中小企業の振興、育成の観点から入札制度について検討すること。」についてでございます。

入札においては、公共工事としての品質や入札の競争性を確保しつつ、県内企業で施工可能なものは、できる限り県内企業へ発注することとしております。

個々の入札案件では、県内企業が参加しやすい入札条件の設定に努めてきており、今後も、県内企業の施工技術や施工実績の蓄積などの最新の状況なども確認し、県内企業の育成、振興も踏まえた入札参加条件の設定を検討してまいります。

なお、平成23年度においては、業界に対して、下請工事の県内企業への発注を依頼するとともに、平成24年2月には、各市町村に対しましても、県内企業の受注確保に向けた取り組みを改めて依頼したところでございます。

続きまして、土木部の平成23年度決算の概要を、決算特別委員会説明資料の1ページ、平成23年度歳入歳出決算総括表で御説明させていただきます。

まず、歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、収入済み額が425億7,071万9,000円、不納欠損額2,649万6,000円及び収入未済額2億8,941万2,000円となっております。

不納欠損額の主なものは県営住宅使用料となっており、また、収入未済額の主なものは県営住宅使用料及び海砂利超過採取過料などとなっております。

なお、予算現額と収入済み額との差は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出

済み額が837億4,253万1,000円、翌年度繰越額は295億8,164万7,000円、不用額15億732万7,000円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、地元住民や関係機関との調整に時間を要したこと、用地買収、補償家屋の移転に時間を要したことなどにより工期が不足し、やむを得ず平成24年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額の主な理由は、事業実施後の執行残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

以上、平成23年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○井手順雄委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○金子監理課長 監理課長の金子でございます。

まず、今年度定期監査における公表事項はございません。

次に、決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

2ページから3ページにかけては、使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページ下から2段目の国庫支出金、それに、3ページ最下段から4ページの財産収入につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、4ページ下から2段目の諸収入でございますが、収入未済額100万1,000円、不納欠損額86万7,000円となっております。

これにつきましては、附属資料の107ペー

ジをお願いいたします。

まず、1番目の項目1段目、工事契約違約金でございますが、収入未済額98万8,000円となっております。これは、請負業者の倒産等により契約を解除した際の違約金で、代表者の死亡や行方不明等のため収入未済になっているものでございます。

次に、2段目の雑入でございますが、収入未済額1万3,000円となっております。これは、請負業者が倒産により契約を解除した際の、前払金の出来高不足分を返納する際の利息相当分を請求したもので、工事契約違約金と同様に、代表者の死亡や行方不明等のため収入未済になっているものでございます。

また、不納欠損額86万7,000円につきましては、債務者から時効の援用申し立てがなされ時効が完成したために、不納欠損処分したものでございます。

次に、108ページをお願いいたします。

未収金対策につきましては、4のとおり、現在、代表者所在不明等につきましては、引き続き所在確認調査や登記簿の確認等により法人の動向に注意するなどの適切な債権処理により、未収金の解消に努めております。

次に、説明資料に戻っていただいて、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございますが、土木総務費において1,089万1,000円の不用額が生じておりますが、これは、主に人件費の執行残及び大震災復旧支援に伴う職員派遣により必要となる現場技術管理業務委託等の執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費におきましては、1,447万1,000円の不用額を生じております。これは、建設業許可申請及び経営事項審査件数が少なかったことによるデータ入力等業務委託料の執行残でございます。

監理課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○鳥山用地対策課長 用地対策課長の鳥山でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、用地対策課の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

下から2段目の行政代執行費でございます。調停額1,219万7,000円に対しまして、収入済み額282万9,000円で、936万8,000円の収入未済額がございます。これは、白川改修工事の収用裁決に伴い、平成22年度に実施しました行政代執行の費用の収入未済額でございます。

平成23年7月に、財産差し押さえを行い一部充当いたしました。納入義務者は現在年金生活者で支払い能力がないため、引き続き納入請求、催告及び財産調査等を行い、徴収努力を続けてまいります。

次に、歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

333万5,000円の不用額が生じておりますが、これは、収用裁決に伴う鑑定件数が予定より少なかったこと、また、市町村の事業認定申請がなかったことなどによる事務費の執行残でございます。

続きまして、繰越事業につきまして御説明申し上げます。

附属資料の1ページをお願いいたします。

収用委員会費のうち、16万5,000円の不動産鑑定費用を翌年度に繰り越しております。これは、山都町新庁舎建設事業に係る収用案件に関しまして、不動産鑑定評価の実施が3月下旬になりましたため、年度内に完了しなくなったものでございます。そのため繰り越したものでございます。

以上で用地対策課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課の西田でございます。

まず、定期監査における公表事項はありません。

続きまして、決算について御説明いたします。

説明資料の10ページをお願いいたします。

一般会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はございません。

1段目の財産収入として、調定額、収入済み額が1,541万6,000円となっておりますが、これは県内建設技術者の技術力の向上を図るために、研修業務などの実施を目的として熊本市城南町に熊本県建設技術センターが設置されておまして、施設及び敷地は県が所有しておりますので、その貸付料収入でございます。

次の11ページが一般会計の歳出でございます。

土木総務費で不用額292万1,000円を計上しております。これは、工事の進行管理や工事関係書類の納品を電子データで行うCALS/EC事業の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の2ページをお願いいたします。

まず、訂正がございます。一番左側の欄の事業名が「CALS/CE事業」となっておりますが、スラッシュの後のCとEが逆になっておまして、正しくは「CALS/EC事業」でございます。申しわけございません。

このCALS/EC事業におきまして、979万2,000円の繰越額がございます。これは、維持管理費の節減を目的としてサーバーの移設の検討などを行ってまいりましたが、それに時間を要したこと、及び技術的な指針となるガイドラインの見直しを進めておまして、それに時間を要したため、やむなく繰り

越したものでございます。

以上で、土木技術管理課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○手島道路整備課長 道路整備課長の手島でございます。

まず、定期監査における公表事項がございます。内容といたしましては、「平成23年度に、私用中に過失割合の高い人身事故が1件、また、過失割合の高い物損事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図り、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じること。」との指摘でございました。

当課におきましては、これまで交通安全研修会を毎年開催しており、そのほかにも班長会議等を通じ、所属職員に安全運転、交通法規遵守等について周知、啓発を行ってきたところでございますが、昨年度発生した事故は、職員の前方、後方不注意のうっかりミスと言える原因でございました。

このため、本年7月からは、今までの取り組みに加え、職員の体験談を発表する交通安全例会を毎月開催する新たな取り組みを行っております。

今後とも、さらに交通安全事故防止の徹底に取り組んでまいります。

次に、決算につきまして、説明資料に基づき御説明申し上げます。

歳入につきましては、説明資料の12ページから14ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、国庫支出金、財産収入、繰越金、諸収入でございます。

主なものについて御説明いたします。

12ページの表の4段目をお願いします。

土木費国庫補助金で、予算現額に対し37億8,399万3,000円の減となっておりますのは、繰り越し及び事業費確定に伴うものがございます。

次に、13ページの1段目ですが、財産収入で、予算現額に対し64万8,000円の減となっております。内容は、熊本菊鹿線田島橋の仮設橋の鋼材売却収入でございます。

次に、3段目ですが、諸収入で、予算現額に対し1億6,926万円の減となっておりますのは、繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

また、14ページにおきまして、雑入の過年度収入で、予算現額と収入済み額との比較で5,482万8,000円の増となっております。主な理由といたしましては、平成23年度から、社会資本整備総合交付金事業が開発指定事業高率補助の対象になったことによるものでございます。

同じく、雑入の欄におきまして、収入未済額が8,000円、不納欠損額が10万3,000円でございますが、これは後ほど附属資料にて御説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページでございます。

道路橋りょう総務費の不用額1,491万円の主な理由といたしましては、事務費の減及び人件費の執行残でございます。

次に、道路新設改良費の不用額5億638万6,000円の主な理由は、政令市移行に伴う事業費の減、受託事業の減及び事務費の減に伴う執行残によるものでございます。事業費の減につきましては、道路改築事業において、用地補償交渉において、関係相続人間の紛争の発生等により時間を要し、契約や工事ができなかったことに伴うものでございます。

続きまして、翌年度への繰越事業、収入未済及び不納欠損に関しまして、附属資料で説明いたします。

附属資料の3ページをお願いいたします。繰越事業につきましては、3ページから29ページまで掲げております。

済みません、29ページを再度おあけください。

29ページの最下段になりますが、道路整備課計は191カ所で、24年度への繰越額は71億2,841万5,000円でございます。繰り越しの主な理由は、関係機関との調整など計画に関する諸条件の整備や用地補償交渉の難航及び工法の検討協議に不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、収入未済についてでございますが、附属資料の110ページをお願いいたします。

一番上の表の収入未済額欄に8,000円とございますが、これは、受注事業者の倒産により契約を解除した際の、前払金の出来高不足額が返納されるまでの間の利息相当分でございます。平成23年度に発生した未収金でございますが、当該事業者におきまして、現在裁判所で破産手続中でございますので、破産手続が最終次第、不納欠損処分等の所要の手続を行う予定でございます。

次に、不納欠損についてでございますが、附属資料の123ページをお願いします。

不納欠損額に10万3,000円とございますが、これは、受注事業者の倒産により契約を解除した際の、前払金の出来高不足が返納されるまでの間の利息相当分でございます。平成20年度に発生した未収金でございますが、平成22年6月14日、破産手続を終結し、配当はございませんでしたので、県の債権は消滅したものと判断しましたので不納欠損処分を行いました。

以上をもちまして、道路整備課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○亀田道路保全課長 道路保全課長の亀田でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

説明資料に基づきまして御説明いたします。

まず、歳入につきまして説明いたします。資料の16ページをお願いいたします。

分担金及び負担金でございますが、不納欠損、収入未済ともございません。

17ページをお願いいたします。

使用料及び手数料のうち、2段目の道路占用料につきましては、調定額2億9,883万円余に対して2億9,764万円余を収納しております。一方、収入未済額が119万円余発生しております。この解消につきましては、関係する出先機関において、所在不明者の追跡調査や自主納付の働きかけを強化するなど、今後とも収入の確保に努めてまいります。

次に、下から3段目の国庫支出金におきましては、予算額に対し38億4,701万円余の減となっておりますが、これは18ページに記載のとおり、主に事業の繰り越しによるものでございます。

次に、18ページの下から2段目の土地売払収入及び最下段の不要物品売払収入については、道路のつけかえなどによって生じた不用品の売却や、不要となった道路パトロール車などを売却して得た収入でございます。今後も、引き続き積極的に処分を進めていきたいと考えております。

次に、19ページをお願いいたします。

最下段の雑入につきまして、収入未済額が870万円ほどございますが、これは、道路損傷行為などによります原因者負担金及び工事請負契約解除に伴う前払金余剰額利息の合計でございます。主に経営不振や行方不明などにより、計画どおりの納付がなされなかったものでございます。この解消につきましては、所在不明者の追跡調査や預貯金調査などを行い、収入の確保に努めてまいります。

また、不納欠損額が54万ほど発生しておりますが、これは、納入義務者である法人が倒産してしまい、差し押さえる財産もなかったために、やむを得ず不納欠損処分の手続を行

ったものでございます。

歳入につきましては以上です。

引き続きまして、歳出について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

道路橋りょう総務費の不用額1,065万円及び道路維持費の不用額1,493万円余は、いずれも経費節減によるものでございます。

21ページをお願いします。

道路新設改良費の不用額1,905万円余及び橋りょう維持費の不用額1,068万円は、いずれも経費節減によるものでございます。

歳出につきましては以上です。

最後に、繰り越しにつきまして、附属資料で御説明いたします。

道路保全課関係につきましては、30ページから56ページまでとなっております。

56ページに道路保全課分の合計を記載しておりますので、こちらでもって御説明いたします。56ページをお願いいたします。

道路保全課全体では215カ所、77億5,187万円余の繰り越しとなっております。主な理由としましては、関係機関との調整や地元協議に時間を要したこと及び現場条件の悪化などにより工法協議に日数を要したため、いずれも当初に想定できなかった支障が生じたため、やむを得ず繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○内田都市計画課長 都市計画課長の内田でございます。

今年度の監査における公表事項はございません。

まず、歳入関係でございますが、説明資料の22ページから26ページに記載をしております。

内容につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、

繰入金、繰越金、諸収入でございます。いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、24ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金の計でございますが、予算に対し24億6,780万9,000円の減となっておりますが、その主な原因は、社会資本整備総合交付金事業及び地域自主戦略交付金事業の平成24年度への繰り越しのためでございます。

次に、財産収入につきましては、25ページをお願いいたします。

2段目の緑の基金預金利子が468万2,000円の減となっておりますが、くまもと緑・景観協働機構の事業の財源であります緑の基金の運用益の減によるものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

3段目の雑入は、主に九州新幹線の財産処分に伴う鉄道・運輸機構からの返還金でございます。

また、その次の段の開発指定事業高率補助精算金が1億8,412万6,000円の増となっておりますのは、社会資本整備総合交付金事業が新たに対象となりましたことによるものでございます。

次に、歳出につきましては、27ページから29ページに記載をしております。

27ページをお願いいたします。

上から4段目、景観整備費の不用額1,647万9,000円は、事務費の執行残及び事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

その次の段の新幹線建設促進事業費の不用額2億2,497万1,000円の主なものは、鉄道・運輸機構への事業費負担金が確定したための減でございます。また、予算に対し7億4,870万5,000円の減となっておりますが、この主な原因は、平成24年度への繰り越しのためでございます。

28ページをお願いいたします。

都市計画費は、都市計画総務費、土地区画

整理費、街路事業費、都市公園費で構成されています。

1段目の都市計画費の不用額1億4,986万円は、事務費の執行残及び事業費確定に伴う執行残によるものでございます。また、予算に対し58億5,485万3,000円の減となっておりますが、この主な原因は、平成24年度への繰り越しのためでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

次に、翌年度への繰越事業につきまして、別冊の附属資料の57ページから60ページに記載をしております。附属資料の60ページをお願いいたします。

明許繰越でございますが、最下段、都市計画課の繰越額計は62億2,872万6,000円でございます。繰り越しの主な理由は、鉄道・運輸機構の事業費が繰り越しになったことによるもの、関係機関との協議に時間を要したものの、補償交渉等に日数を要したものなどでございます。

以上が都市計画課の平成23年度決算に関する概要説明でございます。よろしくお願いたします。

○軸丸下水環境課長 下水環境課長の軸丸でございます。

定期監査における公表事項はございません。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料の30ページをお開き願います。30ページから32ページまでが一般会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

30ページ2段目の国庫支出金につきましては、予算に対して771万3,000円の減となっております。これは、主に最下段の地域自主戦略交付金の繰り越しに伴う2,161万3,000円の減と、次の31ページ4段目の地域活性化交付金が、部局間の調整に伴い2,159万6,000円の

増になったことによるものでございます。

続きまして、33ページから34ページが一般会計の歳出でございます。

33ページの3段目、環境整備費に不用額2億2,002万4,000円となっておりますが、これは、主に備考欄の4に記載しております単独処理浄化槽転換事業、これは、県有施設にある単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する事業でございますが、事業費を精査した結果、当初見込みより安価に実施したことによるものでございます。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

35ページから39ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はございません。

35ページの一番上の段の分担金及び負担金で、予算に対し3,668万2,000円の増となっておりますのは、球磨川上流及び八代北部の流域下水道への流入汚水量が見込みより多くなったために、実績精算により市町村からいただく維持管理費がふえたことによるものでございます。

また、36ページの2段目、国庫支出金で、予算に対し5億2,768万5,000円の減となっておりますのは、3カ所の流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、37ページ最下段の繰越金でございますが、予算に対し12億9,563万5,000円の増となっておりますのは、主に前年度からの繰越金でございます。

38ページの5段目の県債につきまして、予算に対し1億6,800万円の減となっておりますのは、流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

40ページから41ページまでが歳出でございます。不用額は、3カ所の流域下水道の維持管理費及び建設費に係る執行残に伴うものでございます。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出の

説明を終わらせていただきます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の61ページをお願いいたします。61ページから63ページまでが下水環境課における繰越事業でございます。

一般会計につきましては、61ページの一番下の段になりますが、1カ所、2,100万円の繰り越しがございます。また、特別会計につきましては、63ページの上から3段目に記載のとおり、7カ所で計9億1,350万円の繰り越しがございます。繰り越しの主な理由は、関係機関との調整等に不測の日数を要したことなどにより、やむなく繰り越したものでございます。

以上で下水環境課の説明は終わります。よろしく申し上げます。

○林河川課長 河川課長の林でございます。

まず、初めに、今年度の定期監査における公表事項はございません。

それでは、河川課の歳入歳出決算について御説明いたします。

資料の42ページをごらんください。

歳入でございます。最上段の分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

下から3段目、使用料及び手数料で、収入未済額41万6,000円がございます。内訳は次の43ページになります。

最上段の河川敷占用料で22万2,000円、3段目の海岸占用料で19万4,000円の収入未済となっております。これは、備考欄に記載のとおり、申請者の死亡や生活困窮及び申請者の経営難によるものでございます。収入未済につきましては、引き続き出先機関と連携しながら、解消に向けて努めてまいります。

次に、下から3段目が国庫支出金でございます。予算現額と収入済み額との比較欄が12億6,711万4,000円の減となっております。内

訳につきましては、その下から45ページの最上段までになります。主に災害復旧事業、それから国庫補助事業の繰り越しに伴う減が主な理由でございます。

45ページをお願いいたします。

上から2段目の財産収入、3段目の繰越金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、下から3段目の諸収入で、収入未済額として1億2,555万4,000円が生じております。内訳につきましては47ページをお願いいたします。

まず、下から3段目の雑入で1億1,100万4,000円となっております。備考欄に記載のとおり、海砂利超過採取に係る過料及び不当利得返還金が主なものでございます。

なお、本件につきましては、超過採取業者及び保証人の財産調査をしっかりと行った結果、一括納付が困難なことなど地方自治法の分納要件を満たすことから、今年度に限り分納を承認しております。これまで、計画どおりの納付が行われております。次年度以降につきましては、業者の納付実績や再発防止策の履行状況を見きわめながら判断してまいります。

次に、48ページをお願いいたします。

年度後返納で、収入未済額1,455万円となっております。備考欄に記載のとおり、工事前払金の返納金になります。この工事につきましては、減額変更を行った後に、工事は竣工いたしております。ただ、竣工額が前払金を下回るということになったことから、その差額分について業者に返納を求めているものであります。なお、工事は竣工しておりますので、保証会社の保証対象には該当いたしません。現在、この法人が清算手続中でございますので、催告や資産調査を継続し、状況の把握に努めてまいりたいと思っております。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

ます。

49ページをごらんください。

まず、2段目、河川海岸総務費で2,586万5,000円の不用額がっております。これは、備考欄に記載のとおり、国の直轄事業における執行残及び人件費の執行残でございます。

その下の河川改良費で1,415万2,000円の不用額となっております。これは、河川等災害関連事業における事業費確定に伴う残及び事務費の執行残でございます。

次に、50ページをお願いいたします。

上から3段目の災害復旧費で2,673万8,000円の不用額となっております。これは、主にその下の河川等補助災害復旧費において、災害査定申請に用います査定単価に比べまして、工事発注の際に使用する実施単価が安価であったこと及び入札残などの理由により内示減となったものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の64ページをお願いいたします。

平成23年度の繰越事業調べになります。64ページから78ページまでに河川課の繰越事業を掲載しております。

78ページの最下段をごらんください。河川課分の総計を記載しております。241カ所、33億8,074万2,000円になります。これらは、地元や関係機関との調整、用地交渉等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。いずれも、既に発注済みもしくは発注手続中でございまして、年度内に完了する予定でございます。

以上で河川課の説明は終わります。よろしくをお願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課長の松永です。

定期監査における公表事項はございませんので、決算の概要から御説明いたします。な

お、港湾課は、一般会計のほかに2つの特別会計がございます。

まず、説明資料の51ページをごらん願います。55ページまでが一般会計の歳入になります。

分担金及び負担金においては、不納欠損、収入未済はありません。

52ページをごらん願います。

上から2段目の使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料で不納欠損処分を244万9,000円行っております。これは、滞納処分の執行停止によって納入義務が消滅したものや時効成立によるものです。

同じく、港湾区域占用料で収入未済が8万3,000円ありますが、これは申請者の業績不振で未納となっているものです。

下から2段目の国庫支出金においては、不納欠損、収入未済はありません。予算現額に対する収入減は繰り越しに伴うものです。

54ページをごらん願います。

最上段の財産収入においては、不納欠損、収入未済はありません。

55ページをごらん願います。

上から3段目の諸収入の雑入において、27万3,000円の不納欠損処分を行っております。これは、時効成立によるものです。

下から3段目の過年度収入のうち、開発指定事業高率補助精算金の予算現額に対する収入増は、過年度事業における国庫補助精算金の内示増によるものです。

続いて、56ページをごらん願います。57ページまでが一般会計の歳出になります。

港湾管理費における不用額386万1,000円は、入札残と人件費及び事務費の執行残です。

次の段の港湾建設費の不用額924万3,000円は、入札残及び事務費の執行残です。

57ページをごらん願います。

空港管理費の不用額1,045万円は、入札残及び事務費の執行残です。

58ページをごらん願います。59ページまでが港湾整備事業特別会計の歳入になります。

使用料及び手数料において、地方港湾使用料と重要港湾使用料の収入未済が745万8,000円となっています。これらは、港湾施設使用者の業績不振によるものです。なお、この収入未済額につきましては、9月末までに41万円余が収入済みとなっています。

中段からの国庫支出金、財産収入、繰入金及び繰越金については、不納欠損、収入未済はありません。

59ページをごらん願います。

諸収入において、雑入で収入未済額2,043万8,000円がありますが、このうち1,920万4,000円については、倒産した施設使用者の建物にアスベストが使用されていたため、飛散の危険性があったことから、港湾管理者が行政代執行法に基づき建物撤去を行った費用です。

残りの収入未済123万4,000円は、熊本港旅客ターミナル内レストランの電気及び水道代、及び八代港における電気代ですが、これは事業者の業績不振によるものです。

最下段の県債については、不納欠損、収入未済はありません。

なお、一般会計と港湾整備事業特別会計の未収金回収については、電話及び催促により早期納付及び分割納付を促すとともに、財産がある者については、差し押さえ等の法的措置の検討を行っているところです。

続いて、60ページをごらん願います。

港湾整備事業特別会計の歳出です。施設管理費の不用額1,604万2,000円及び港湾整備費の不用額103万円は、入札残及び人件費、事務費の執行残です。

61ページをごらん願います。62ページまでが臨海工業用地造成事業特別会計の歳入になります。

財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入とも、不納欠損、収入未済はありません。

63ページをごらん願います。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳出です。八代港臨海工業用地造成事業費の不用額70万円は、事務費の執行残です。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出に関する説明を終わります。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の79ページをごらん願います。83ページまでが港湾課における繰越事業です。

これらは、繰越理由欄に記載しておりますとおり、関係機関との調整に不測の期間を要した等の理由により、一般会計と港湾整備事業特別会計、合わせて29カ所の8億1,582万9,000円を次年度へ繰り越しいたしました。繰り越した29カ所のうち、9月末現在で20カ所が完了しております。その他の箇所につきましても、引き続き早期の完了に努めてまいります。

130ページをごらん願います。131ページまでが県有財産の処分の一覧表です。

23年度における売却処分は、百貫港要江地区で3件、河内港聖ヶ塔埋立地で1件、三角港岩屋地区で3件、水俣港汐見地区で9件の合計16件で、収入の合計額は1億432万7,739円となっています。

以上で港湾課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○古澤砂防課長 砂防課の古澤でございます。

まず、定期監査の結果でございますけれども、公表事項はございません。

それでは、決算について御説明申し上げます。

委員会資料64ページをお開きください。

まず、歳入につきまして、64ページから65ページまででございますが、64ページの分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、64ページの下から3段目の国庫支出金でございます。不納欠損額、収入未済額ともにございません。なお、予算現額に対しまして12億8,264万5,000円の減となっておりますのは、平成24年度への繰り越しによります事業費の減に伴う国庫支出金の減でございます。

次に、65ページの中ほど繰越金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

その下の4段目の諸収入の雑入につきまして、収入未済額が1万6,000円生じております。この収入未済額につきまして御説明申し上げます。

済みません、附属資料の119ページをお開き願います。

収入の種別につきましては、前払金余剰額の利息でございます。これは、請負業者の倒産によりまして平成22年度に契約を解除した際、既に支払い済みの前払金に対しまして出来高不足分の余剰額が生じたものに係る利息1件でございます。

余剰額につきましては保証会社から返金されたものの、利息分につきましては業者からの納入となっておりますため、県に納入されずに収入未済となったものでございます。

次に、歳出でございます。また委員会資料に戻っていただきまして、66ページをお開きください。

砂防費につきましては、2,054万円の不用額が生じております。この理由は、入札に伴う執行残あるいは事務費の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明を申し上げます。

再度、附属資料の84ページから102ページをお開きいただきたいと思っております。

砂防課の明許繰越費を84ページから102ページに記載しております。

102ページをお開きいただきまして、最下

段、合計118カ所、平成24年度へ28億7,650万円の繰り越しを生じております。繰り越しの主な理由といたしましては、用地境界の確定や相続に伴います登記処理、また、地元関係機関との調整及び工法の検討などに不測の日数を要し、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。いずれも発注済みもしくは発注手続中でありまして、年度内に完成する予定でございます。

次に、事故繰越につきまして御説明を申し上げます。

下の103ページをごらんください。

1カ所、6,192万9,000円の事故繰越が生じております。事故繰越の理由につきましては、平成23年の8月の豪雨によりまして、工事箇所への唯一の道路でございます町道の路肩が崩壊し、資材運搬等の経路が絶たれたためでございます。平成23年度に契約し完了予定でございましたけれども、町道の災害復旧工事中は通行どめとなり、やむを得ず事故繰越を選択したものでございます。現在は工事を再開しておりまして、10月末の完成予定でございます。

以上で砂防課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○坂口建築課長 建築課長の坂口でございます。

まず、本年度の定期監査における公表事項はございません。

続きまして、決算につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございますが、説明資料の67ページから69ページに記載しております。

内容につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金及び諸収入でございます。いずれも不納欠損及び収入未済はございません。

主なものを御説明を申し上げます。

説明資料の67ページをお願いいたします。

3段目の土地開発行為許可申請手数料と5段目の建築許可申請手数料につきましては、予算現額に対しましてそれぞれ350万1,000円、152万3,000円の増となっております。これは、それぞれの申請件数が見込みより多かったためでございます。

また、4段目の建築確認申請手数料と6段目の宅地建物取引業免許申請手数料につきましては、それぞれ207万円、306万3,000円の減となっております。これは、それぞれの申請件数が見込みより少なかったためでございます。

次に、68ページをお願いいたします。

2段目以降の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対しまして8,424万1,000円の減となっておりますが、これは3段目の社会資本整備総合交付金の繰り越しに伴う減が主な理由となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の70ページをお願いいたします。

建築指導費の不用額2,158万5,000円につきましては、当課所管の法令に基づく確認、検査事務等に要する費用におきます事務費の執行残及び入札に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の104ページをお願いいたします。

建築物防災対策推進事業につきましては、熊本市の事業が翌年度へ繰り越されたことに伴いまして、県の補助金47万5,000円を繰り越したものでございます。

また、民間建築物アスベスト緊急改修促進事業につきましては、アスベスト調査の基礎資料となります既存建築物の情報のデータ処理に当たりまして、現況との精査に不測の日数を要したことから年度内完了が困難となったため、7,524万3,000円を繰り越したものでございます。

繰越理由の中の「不足」の字が誤っており

ました。お詫びして「不測」の字に訂正させていただきますと思います。

以上、建築課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田邊営繕課長 営繕課長の田邊でございます。

まず、本年度の定期監査における公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、説明資料の71ページをお願いいたします。

内容につきましては、繰越金が2億円ございまして、不納欠損及び収入未済はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の72ページをお願いいたします。

土木総務費の不用額1,991万円につきましては、県有施設の改修等に係る工事請負費、設計管理委託費の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の105ページをお願いいたします。

県有施設保全改修費につきまして、合計で4カ所、7,613万3,000円の繰り越しがございまして、これらにつきましては、工事の施行に当たり関係機関との調整に不測の日数を要したこと等により、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

以上で営繕課の説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課長の平井でございます。

まず、本年度の定期監査における公表事項はございません。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

す。

資料の73ページをお開き願います。

まず、歳入関係でございます。

3段目の県営住宅使用料ですが、調定額が21億9,301万8,000円に対しまして、収入済み額が20億6,034万9,000円で、収入未済額1億1,040万4,000円となっております。

収入未済額が多い理由といたしましては、公営住宅は入居対象者を住宅に困窮する低所得者としておりまして、昨今の厳しい経済状況による収入の低下により生活困窮等が加わったものと考えられることや、退去滞納処分が未納金の56.7%を占めていることでございます。収入未済の状況や対策につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明させていただきます。

なお、県営住宅使用料の収入未済額のうち、10月9日までに2,453万8,000円が収入済みとなっております。同日時点で未済額は8,586万6,000円となっております。不納欠損額につきましては2,226万5,000円でございますが、これは退去後の所在不明や死亡などにより時効となったものでございます。なお、予算現額との比較で593万5,000円の増となっておりますのは、督促等の強化により収入済み額が見込みを上回ったためでございます。

同じく、4段目の県営住宅用地使用料ですが、これは県営住宅の駐車場使用料などでございます。調定額が1億7,730万2,000円に対しまして収入済み額が1億7,272万7,000円で、収入未済額が457万5,000円となっております。この理由といたしましても、住宅使用料と同様、入居者の生活困窮などによるものでございます。この収入未済の状況や対策につきましても、後ほど附属資料で説明をさせていただきます。

なお、県営住宅用地使用料の収入未済額のうち、10月9日までに172万円が収入済みとなっております。同日時点で未収額は258万5,000円となっております。

次に、最下段の長期優良住宅認定申請手数料ですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定業務に伴う手数料でございます。予算現額と収入済み額との比較で5万6,000円の増となっておりますのは、当初見込みよりも認定申請件数が多かったためでございます。

次に、国庫支出金ですが、74ページをお願いいたします。

2段目の社会資本整備総合交付金で、予算現額と収入済み額との比較が8,308万1,000円の減となっておりますのは、繰り越し及び事業費確定に伴う減でございます。

また、3段目の各種住宅施策事業費補助で、予算現額と収入済み額の比較が349万6,000円の減となっておりますのは、空室への入居が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

4段目の地域自主戦略交付金で、予算現額と収入済み額との比較が1,694万4,000円の減となっておりますのは、繰り越しに伴うものでございます。

次に、最下段の財産貸付収入の土地貸付料の収入未済額が19万3,000円となっておりますのは、県外在住の債務者が死亡したため相続人に対しまして催告をしておりますが、未納付となっているものでございます。その収入未済につきましても、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、75ページの1段目をお願いいたします。

土地売払収入で、予算現額と収入済み額の比較が2,214万8,000円の増となっておりますのは、市道拡張に伴う団地敷地の一部売却等によるものでございます。

次に、下から2段目の県営住宅敷金運用利子及び最下段の県営住宅駐車場保証金運用利子におきましては、予算現額と収入済み額との比較で57万8,000円、3万1,000円の減となっておりますのは、運用収入の減に伴うもの

でございます。

次に、76ページの1段目をお願いいたします。

住宅金融支援機構収入につきましては、同機構からの業務委託の対象となる災害復旧建築物等の工事審査がなかったため、収入がなかったものでございます。

次に、2段目の雑入においては、予算現額と収入済み額との比較が80万4,000円の増となっておりますのは、強制執行予納金の還付等の予算外分収入の受け入れによるものでございます。

次に、歳出につきましては、77ページをお願いいたします。

2段目の住宅管理費ですが、9億7,330万3,000円の予算に対し、支出額は9億2,773万9,000円となっております。不用額3,080万4,000円につきましては、即決和解の実施及び高額所得者明け渡し訴訟対象者の自主退去に伴い、訴訟件数が見込みより少なくなったことによる事務費の執行残、維持補修工事費及び事務費の執行残でございます。

また、3段目の住宅建設費の不用額2,059万2,000円につきましては、公営住宅建設事業、公営住宅ストック総合改善事業の入札に伴う執行残及び高齢者向け有料賃貸住宅供給促進事業において空室への入居が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

繰り越しにつきましては、附属資料の106ページのほうをお願いいたします。

住宅課の繰越総額は、最下段にありますとおり2億4,132万円でございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、住戸改善工事における工事住戸希望者の辞退等により再募集を行うなど、施工期間及び日程調整に不測の時間を要したことや、熊本県住宅マスタープランの改定に当たり、上位計画である県政運営の基本方針の策定内容にあわせて改定する必要があったことなどが主な原因で、やむなく繰り越したものでござい

ます。

収入未済につきましては、120ページをお願いいたします。

120ページの表の1をごらんいただきたいと思っております。

これは、先ほど説明しました歳入に関する調べのうち、収入未済となっている収入を一覧にしたものでございます。

上段の県営住宅使用料、いわゆる家賃の収入未済が1億1,040万4,000円、次の県営住宅用地使用料、これは駐車場使用料及び行政財産目的外使用料でございますが、この収入未済額が457万5,000円、次の土地貸付料、これは普通財産である土地の貸付料で、その収入未済額が19万3,000円でございます。4段目の雑入につきましては、収入未済額は9,000円となっております。

次の表の2をごらんいただきたいと思っております。これは収入未済の過去3年間の推移を示したものでございます。県営住宅使用料につきましては年々減少しておりますが、県営住宅用地使用料につきましては若干の増加傾向に、また土地貸付料は過年度の滞納が解消されていない状況でございます。

次のページの表3をごらんいただきたいと思っております。これは収入未済につきまして、その状況を整理したものでございますが、県営住宅使用料につきましては、滞納者のうち法的措置までには至らず分割納付中の方、それから、法的措置を講じている方の2つを合わせまして1,000件、9,920万6,000円で、金額では89.9%を占めております。

次の県営住宅用地使用料につきましては、分割納付中の方が328件、256万2,000円となっております。

土地貸付料につきましては、相続人に督促しても支払いがない非協力的な事案が1件、19万3,000円となっております。

雑入では、分割納付中が1件、9,000円となっておりますが、こちらにつきましては平

成24年7月に納付済みとなっております。

次の表の4をごらんいただきたいと思えます。これは、各未収金についての対策を記載しております。

まず、県営住宅使用料につきまして、入居者への対策といたしましては、これまでも督促状の発行や徴収嘱託員による臨戸訪問徴収・督促などの対策を行ってまいりましたが、平成22年度からの取り組みといたしまして、④の3カ月以上の滞納者への催告と⑤の支払いに応じない4カ月以上滞納者の連帯保証人への催告を行っております。また、⑩の生活保護世帯における代理納付の実施につきましても、従来の武蔵ヶ丘団地に加えまして、熊本市と連携して熊本市内の団地でも実施いたしております。

退去者への対策といたしましては、所在不明者の所在調査や徴収嘱託員による名義人や連帯保証人への訪問、電話催告及び徴収などを行っております。

県営住宅用地使用料につきましても同様な対策を行っております。

土地貸付料でございますが、相続人の所在が不明だったため所在調査を行いますとともに、支払督促を行ったところでございます。

最後に、雑入につきましては、職員による電話督促を行った結果、本年7月に完納されております。

今後とも、未収金対策といたしましては、短期滞納者への早期の納入指導、代理納付の促進等による滞納額の抑制や、支払いに応じない悪質な長期滞納者に対する法的措置の実施などに引き続き取り組みまして、未納金の回収に努めてまいります。

以上で住宅課の説明は終わります。よろしくお願いたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

11時8分休憩

午前11時14分再開

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開いたします。

質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○荒木章博委員 土木部長の船原部長に猿渡さん、福島、宮城、お疲れさまでございました。早速委員会で……。

今、収入未済とか不納欠損というのが、やっぱりかなり——これは、もちろん決算のときは毎年出てくるわけですが、その率というのはどうですかね、上がっていつているんですかね。もちろん、企業の倒産と比例してくると思うんですけどもね、その率あたりは、どんなふうな状況なんでしょうか。かなりの、こういう決算の中では未済というのが出ておるんですけどね。

○井手順雄委員長 土木部全体としての答弁という形になりますが……。

○金子監理課長 監理課の金子でございます。

暦年度の、詳しいのはありませんけども、平成22年度と23年度の比較でしますと、収率自体は若干減っております。不納欠損額は、平成22年度3,177万4,000円が平成23年度は2,649万6,000円というふうに若干減っております。

○荒木章博委員 もう一つ、倒産と比例するというんですか、そういうところをちょっと……。

○金子監理課長 監理課でございます。

今回の収入関係で、特に請負業者に絡むものについては、倒産に伴う未収金というの

は、実際は大半が違約金でございます。

○荒木章博委員 違約金とは、前納金ということですね。

○金子監理課長 違約金というのは——契約した場合に、会社が倒産した場合については、1割を違約金として徴収するように請負契約上つくっております。それともう一つが、前払金の利息の剰余金の請求でございます。前払金自体は保証契約を結んでおりますので、全て保証会社のほうから基本的には保証を受けますので——ただ、前払金が、保証会社からお金をもらう間に利息が発生する、その利息分を請求する分が今回の未収金で、請負会社の関係についてはそういうものが発生します。それについて利息分は余り大きくありませんので、金額としては多く上がってくるところでございませぬけれども、ただ、会社等が倒産すればそういうケースが出てくる。ただ、昨年度と比較して今年度が多いという状況ではございません。

以上です。

○荒木章博委員 それでは、県内発注の企業の倒産件数というのは、昨年ほどのくらいあったんですか。

○金子監理課長 23年度ですけれども、倒産自体は全体で105件、県内ありますけれども、そのうちの建設業者関係は50件ございます。

○荒木章博委員 こういう、会社に対する回収というのは、やっぱり職員で別にやられているんですか。

○金子監理課長 実際は、振興局で発注するケースが多いので、振興局の職員で回収手続をやっております。

○荒木章博委員 こういうのは、企業が倒産するというのは、見込みで発注するというか——何らかのそこの審査あたりの基準とかということで、ある意味では見分けというか、難しいところもあるかもしれぬけど、ある程度見分けられないのか。それとも、ランク分けのときに、そういうランクのいろんな点数のやり方、委員長が専門でしょうけど、そういうところはわからないのかということですよ。だから——回収率がどのくらいなのか、それもちょっとお尋ねしたいと思います。

○金子監理課長 経営事項審査というのは、県が発注する分については全てやっているんですけれども、ただ経営事項審査の中で、経営状況については経営事項審査の点数になっていきますので、格付等に当然反映していきますし、経審点にも反映しますので、発注の量が、当然経営状況が影響してくるということはあるんですけれども、経営事項審査だけで会社の経営状況、経営の内情まで、あるいは倒産状況にあるかどうかまでは判断できないという状況でございます。

それと、実際の——回収状況については、基本的には前払金とか実際の、実損部分については全部保証関係で賄われていますので、実損部分は100%ありません。ただ、違約金とか前払金の利息分については、大体、会社が倒産された場合には、ほとんど回収不能になってしまうという状況になろうかと思えます。

○荒木章博委員 引き続き。県内の発注率というのはよく言われていますけれども、県外大手と、まあ中堅ゼネコンと地元の発注の割合というのは——もちろん年々高く、県内企業が上がっていつているんだろうと思えますけど、そこあたりはどういうふうな……。

○金子監理課長 昨年ですと、熊本県内発注で94%ぐらいになります。

○井手順雄委員長 金額ですか、件数ですか。

○金子監理課長 金額ベースでの。

○荒木章博委員 金額ベースで94%。たしかその前年度が90%ぐらいだったですかね。少し上がったんですかね。

○金子監理課長 順次上がってきて、94%になりました。

○荒木章博委員 今が94%ということですね。それで、やっぱり育成というのが一番大切だろうと思うんですよね。なかなかその、工事の中でも難しい工事というのかな、そういうのにも大手にある程度入って勉強していくと、大手だけに任せるのではなくてね。やっぱり県内育成というのを中心として物事をやっていかなきゃいけないというふうに思うんですけれども、大体割合というのはどのくらいなんですか、育成として考えられている発注の仕方というのは。

○金子監理課長 監理課でございます。

J V、いわゆる複数の企業でやる格好で、地元建設業者が施工経験ができるような、施工能力の開発を行っております。件数については、具体的にちょっと把握しておりません。申しわけございません。J Vの件数ですけれども、昨年度が、平成23年度が8件でございます。ただ、これについては、全てが育成目的のJ Vではございませんけれども、J V件数自体は、昨年度は8件になっております。

○荒木章博委員 県内育成という言葉がよく議会でも出ますけれども、そういった中では、経験をさせる、していただくというのが一番前提であるというふうに私は思うんですよね。ですから、やっぱり県内企業の育成というのは、やっぱりそういうところから——育成だけでは考えないということではなくて、育成のために県外企業との、J Vと言うんですか、そういうものもやっぱり積極的に対応していただきたいということで、私のほうからお願いをしたいというふうに思っております。

回収においては、そういう非常にいろいろ難しい点もあるし——県内育成の中で、やっぱり県内企業を守っていくということが私は大事なことだというふうに思いますので、今後も引き続き努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○重村栄委員 関連していいですか。今、荒木先生がおっしゃった県内業者の育成という形で、新しい技術に、ベンチャー組んで経験をしていただくということは非常に大事なことかなとは思いますが。ただ、その逆の面です。例えば工法を考えれば、従来型の工法でやれば県内業者さんでも十分やれるということもあるのではないかなと——工法で縛られて、どうしてもベンチャーを組まざるを得ないというケースもあっているのではないかなという、具体的にどうやっているということもないんですけれども、そういうこともあり得るのかなという感じがしているんですけれども……。

工法の選び方というか、要するに設計段階で入ってしまうとどうしようもないですから、その工法の選び方とかというのはどんなふうな基準でされているんですか。しゃにむに、新しい技術じゃないとだめだというものなのか——従来工法でやってもやれるという

ものをどういうふうに通断されているのかな、それによっては、県内業者だけで済むケースだってあるだろうと思うんですよ。それはどういうふうな基準で、どういうふうな判断をされて今執行されているんですか。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

基本的には各事業課のほうで工法については選択するわけですが、やっぱり経済性ということをまず第一に考えてやっております。したがって、基本的には県内で行えるものは県内で行う、一般的な、汎用的な技術でやるものはやると、そういうふうなことは留意してやっております。

それとあわせて、例えば資材の問題ですね。いわゆる設計段階で、例えば本来であれば汎用的なものを使えば、それなのに設計のほうで例えば県外品の特殊製品を使ったと、そういうふうなケースも昨年は見られましたので、どうしても特殊な製品を使わざるを得ないときはやむを得ないんですけども、汎用品で済むときはできるだけいわゆる県内でも生産できるものということで、汎用品を使うような設計にしてくださいということで、昨年は出先の機関長会議の中でもそういう周知徹底、お願いをしたところございます。

○重村栄委員 やっぱり県内育成ということは、一方でやらなくちゃいけないんですけども、今これだけ仕事が少ない中で県内で行えるような工法を選ぶ、あるいは県内で行えるような材料を選ぶ、こういったことは非常に大事な観点だと思うんですよ。新しい技術を取り入れるのは、それはそれで大事なんですけども、しゃにむに、それでないときぬということではないと思うので、やっぱり経済性だけじゃなくて、県内企業にどれだけ多く仕事を出すかということを考えていく

と、工法それから材料、これを設計の段階できちんと精査して対応していただきたいなということ、お願いしておきたいと思えます。

○池田和貴副委員長 関連していいですか。済みません。今の西田課長の答弁にちょっと質問なんですけれども、例えば設計の段階では記載がされていたものがあつたと。ただ、実際の工事になった場合にですね、指定をされておるんだけど、これと同等品みたいなのは県内でもつくれるんじゃないかという形で、工事をされている方からの相談があつた場合、その際、土木技術管理課か担当課で協議の上、県内の、提案になったものと比較をしてかえるということは、これはあるんですか。

○西田土木技術管理課長 今、副委員長が御指摘のような案件につきましては、こちらのほうで協議を受けまして、機能的に同等だということが確認されたときは、県内品でも認めております。

○池田和貴副委員長 わかりました。

○荒木章博委員 関連して。私はですね、やっぱりその——実例から言うならですよ、万日山のトンネルを掘る、あの110億だったかな、工事の中でね、あれはメガネなんですよね、工法で。そして、私のところにある人が来て、メガネでやりたいんですけどもということであつたんですけど、実際、どうしてメガネでやるんですかと言ったら、お金がかかるんですよと、大手にしかできないんですよと、こういう話だった。

いや、それは、私は不都合だということであつた。本設計の前に設計をやるんですよ、ああいうのは。そのときに、やっぱりメガネが本当に必要なのか、一つの洞察というかな、あ

れでいいのかという、そういう見きわめをです。西田さんが今、土木技術管理課長さんですから、やっぱり今からの発注においてもですね、そういうことは県内でできるような工事なんです。それをあえてお金のかかるようにすると言うんです。それは、設計会社の前の設計がそれをやるんです、ですね。いざやってみたら、私は4年間落選していませんでしたが、メガネででき上がると。お金がかかると、県外大手しかできないようになってしまつとる。

だから、そういうところを——それから先はどうのこうのとは言いませんけれども、今後ですね、そういうところを——今副委員長も言われた、重村委員も言われたようにね、県内でできるものがあるはずなんです。そういったところを、猿渡さんも当時土木事務所長でおられたから詳しいと思うんだけど、要するに発注、測量の仕方の中に疑問点が実際あるわけなんです。それを見きわめるのはだれかというのは、県の職員しか見きわめられないんです。

だから設計をやる、本設計をやる、そして発注する、その前の一番最初が狂っていたら——狂ってというか、そのとおりになるわけなんです、工事のやり方が、例を言ってみれば。そこのところを今後、県内でできる分は県内で、そして費用がかからないようにする分は費用がかからないように——もうあれだけの費用がかかっていますから、それは言いませんけれども、そういうところで考えていただきたいと思います。

以上です。

○西田土木技術管理課長 万日山のトンネルの件については、個々の状況については把握していませんが、荒木委員の御指摘の件については、また十分周知徹底してまいります。

○池田和貴副委員長 県内関係の発注促進について、ちょっと関連して。今、金額ベースで94%発注していただいているというお話を伺いましたが、先ほど、部長の最初の御挨拶の中に、その後ですね、「業界に対して下請け工事の県内企業への発注を依頼するとともに、平成24年2月には各市町村に対しましても、県内企業の受注確保に向けた取組みを改めて依頼したところ」というふうな御挨拶がございました。

実際、ここについては、いろいろ議会の中でも議論をされていましたが、県がこういうことをやったことによってどのように変わっていかっていますかね。

○金子監理課長 2つあって、下請促進のほうは1つあるんですけども、そちらのほうは今回の通知、協力依頼に伴って数%ですけど少しふえております。ただ、まだ6月時点でしたので、最終的に今後どれくらいふえるかというのは十分検証していく必要があると思っております。

あと、市町村あたりの工事の県内発注状況については、今年2月ぐらいに通知をしておりますので、まだ実績はつかめておりませんが、全体の入札関係の会議等もありますので、その辺でデータ処理をしたいと思っております。

○池田和貴副委員長 やはり中小企業振興基本条例に基づいて私たち議会も、中小企業の振興についてはやっていくべきだというふうに思っていますし、当然これは——元請は、94%県内企業の方々が参加をされているわけです。業界の方にもやはりもう一度徹底をしていただくように、ぜひ指導のほうをよろしくお願いいたします。

要望でございます。

○重村栄委員 県営住宅のかかわりで、ちょ

っと質問したいのですけれども、今、入居者の方で家賃が払えないということで、保証人の方が払っているケースというのは、どのくらいあるんですか。

○平井住宅課長 申しわけありません。今その資料がございませんので、後ほど調べまして報告させていただきたいと思えます。

○重村栄委員 じゃあついでに、教えてもらうときに、保証人の方の選定基準というか、あれば教えてください。そのときで結構です。

○平井住宅課長 はい。

○西岡勝成委員 関連して。附属資料の120ページなんですけれども、住宅課、2の表の見方だけでも、過去3年間のあれがありますが、平成21年度には、計の1億8,200万が未収金として残っておって、この22年度の過年度分には1億300万となっております。7,900万が回収されたという理解でいいですか。

○平井住宅課長 21年度が1億8,000万に對しまして、22年度1億4,000万ということでございまして……

○西岡勝成委員 要するに、21年度が計で、現年分も入れて1億8,200万でしょう。すると、22年度の、要するに過年度分に今度これがなつて1億300万ということは、7,900万回収されたということで、理解でいいんですか。

○平井住宅課長 22年度分の過年度分といいますのは、21年度分の収入未済額がここに上がってきているということになります。回収されたのは、あくまでもこの総計額で、1億

8,000万円に対して1億4,000万円ということで、4,000万ぐらいの滞納額は減少したということでございます。

○西岡勝成委員 現年度分がふえておるわけだ。22年は22年で、3,960万ふえておる。ということは、要するに21年の過年度分も含めた1億8,200万のうちから一応減って、また今年度3,960万が浮いたという、あれでしょう。

○平井住宅課長 そういうことでございます。

○西岡勝成委員 すると、経過的に見ると、3年間でかなりよくなっている、7,000万近くの回収ができてきているということですね。

○平井住宅課長 はい。

○西岡勝成委員 非常にいいことだと思うんですけれども、これをもうちょっと長いスパンで見た場合に、平成に入ってから、数字の動系的にはどうなんですか。

○平井住宅課長 以前はかなり徴収率悪い時期もございましたが、やっぱり平成になりまして徴収率少しずつ上がってきておりました、滞納も、表でもございますとおりに、確実に減ってきております。これは、いろいろ取り組みをしておりました、早期督促ですとか、それから法的措置もきっちりやっておりますから、そういった効果で徴収率が上がってきている、滞納額が減ってきているということではあると思いますが——やっぱり、今皆さんが生活するのに苦しい状況でございますので、少しでもそういった中でも徴収率を上げていきたいと思っておりますが、若干伸び率といいますか、そういったものはやっぱり鈍くなってくるんじゃないかなというふ

うには見込んでおります。

○西岡勝成委員 これは、いろいろな取り組みの成果の一つのあらわれだと思います。実際に、経済的にはずっと厳しさが増すばかりの中での数字の改善というのは、それなりの取り組みの成果があつてのことだと思いますので——ちょっと緩めると、人間不思議なものでまた甘えといいますか、無責任なあれが出てきますので、そういう気持ちを持ちながら、ぴしっとした対応をぜひ、これは当然払うべき金の話ですから、ぜひその辺は心緩めずに進めていただきたいと思います。

以上です。

○浦田祐三子委員 関連で済みません、ちょっと教えていただきたいんですけども。この県営住宅家賃と、あと県営住宅用地使用料を教えていただきたいのと、あと非協力的というのがありますよね、未収金の種類で。これについてもちょっとお尋ねをさせていただきたいと思います。

○平井住宅課長 資料の歳入に関する調べの73ページでございますけれども、県営住宅の使用料につきましては、これは家賃収入ということでございます。現在8,530戸、県営住宅でございますが、そういった方々の家賃収入、住戸の使用料でございます。

それから、住宅用地使用料、これは駐車場の使用料でございます。それともう一つ、県営住宅の中で一部、武蔵ヶ丘ですとか店舗が入っているところがございます。そういった店舗に対する使用料も含まれております。

それから、非協力的など申しましたのは、これは花岡山の団地でございまして、土地は県が所有してございまして、建物はそれぞれ個人の方の所有ですが、土地の使用料につきまして、そこにお住まいの方が県外に出られて亡くなってしまわれたと。その連帯保証の方

を捜しまして見つかったわけですが、その方に今お願いをしているところでございますが、なかなか応じていただけないというところが、非協力的ということで申し上げたところでございます。

○浦田祐三子委員 ちょっとお尋ねの仕方が悪くて申しわけなかったんですが、月額使用料をお尋ねしたかったんです、家賃と土地と。

○平井住宅課長 家賃につきましては各団地で、例えばそれぞれの1戸当たりの面積とかそれから収入で違ってきてございまして、今一番安いところで1万円を切っているところもあつたかと思ひます、古い住宅では。それから、新しいところではやはり4万円とかいうことになっております。

それから、駐車場使用料につきましては、これも土地の利便性などで異なっておりますが、熊本市内ですと2,000円台、1月当たり2,000円台という使用料になっております。

○浦田祐三子委員 所在不明の方に関してもちょうとお尋ねしたいんですけども、この金額が一番多いんですけども、結局、全く払わずに——払わずにというか、途中で払わなくなって踏み倒して退去されるということですか。

○平井住宅課長 そのような方もおいでですし、いわゆる無断退去と申しますか、気づかないうちにそこは空き家になっていたということもございまして——そういった方もできるだけ住民票とかいろんなことを調べまして、所在を捜しているわけですが、なかなか難しいところもございまして、そういった方々がまたお支払いできるかということ、そこも非常に厳しいところがございますので、こういった退去者の方々から徴収すると

というのが、非常に厳しい状況でございます。

そういった状況もございまして、これまで少し、そういう退去された方に対して住宅課として多少対応が不十分なところもございましたので、例えば退去される前後——無断退去はちょっとこれはいたし方ございませんが、例えば強制執行で退去されるとかというようなことの場合には、その段階で分納誓約をきちんと入れていただいて、その後できるだけ払っていただくとか、そういう退去者に対する対策も少し、今後進めていく必要があるというふうに思っております。

○浦田祐三子委員 当然、この方たちにも保証人がついていらっしゃるって、保証人の方が支払っている分もあるわけですか。

○平井住宅課長 それぞれ保証人がつかれていますから——ただ保証人の方も、例えば亡くなられたままおられなくなって、こちらもその把握ができていなかったということもございまして、保証人に対しても一応そういった催告等を行っておりますが、なかなか納めていただけないという状況でございます。

○重村栄委員 今のに関連して、いいですか。先ほど私が聞いたかったのは、保証人になっている方の最終的な担保能力を、どんなふうにチェックしているのかなというのを聞いたかったんですね。その、どういうふうにならっているかを聞いたかったんですけども、その辺は何かあるんですか、担保能力をチェックとかいうのは。

○平井住宅課長 入居者に連帯保証人を一応つけていただくことになっていまして、その方は入居者と大体同等以上の経済力がある方ということを確認して、連帯保証人になっていただいております。

○重村栄委員 そのチェックは何でしているわけですか、同等以上というのは。

○平井住宅課長 収入証明を出していただいて、それで確認しております。

○重村栄委員 収入証明を添付した上でということですね。

○平井住宅課長 はい。

○浦田祐三子委員 毎年というわけじゃないんですよね。——わかりました。

○早田順一委員 いいですか。西岡先生からお話がありましたように、21年、22年、23年と大変収入未済額というのが減っております、平井課長を初め課の皆さん方も大変御尽力をいただいたんだろというふうに思っておりますが、特に収入未済額——土木部長のほうからも対応の説明がありましたけれども、特にこれが効果的だというのがあればちょっと教えてもらいたいんですが。

○平井住宅課長 今の——特に最近減ってきておりますのは、一つは早い時期で督促をかけると。やはり滞納額がたまればたまるだけ支払いが滞りがちになりますから、今も一月あるいは二月ぐらいからそういった督促をしておりますが、早い時期、安い時期から納めていただくということもございまして——それから一つ、やはり法的な措置、即決和解あるいは訴訟という措置を今、年2回行っておりますが、そういったことできっちりと未納者の方にはお支払いいただく、あるいは最終的にはやむを得ず強制退去をいただくと、そういうことがやはり効果として上がってきているのではないかと。

それからもう一つは、最近、代理納付という——生活保護を受けられている方につきま

しては、住宅扶助費につきましては直接、例えば熊本市にお住まいの方ですとその生活保護のうちの住宅扶助費は、直接市から県のほうに納めていただくという代理納付というふうなことも取り組んでおりますので、そういったことが少しずつ効果が上がってくるようになっていっているのではないかと考えております。

○早田順一委員 ぜひ、また頑張っていたきたいと思います。

ほかの件に行っていていいですか。27ページの、これは都市計画課かどうかちょっとわかりませんが、景観整備費の事業の概要の下に熊本県緑の基金積立金というのがございますけれども、これの積立額と、それと、ちょっとまだ勉強不足で申しわけないんですが、どういったものに23年度使われたのか、お尋ねします。

○内田都市計画課長 緑の基金の積立額は、約6億ございます。23年度の使用実績でございますけれども、くまもと緑・景観協働機構では、民間の、要は緑化だとか、花を植えるということに対して助成をしているということでございまして、現在6つほど事業がございます。緑花ボランティア支援だとか、沿道緑化モデルを助成したりとか、あるいは屋上緑化だとか、地元の校区団体の方に花いっぱい運動ということで、花の苗とか球根をお配りしているというふうな事業をやっているところでございます。

以上です。

○早田順一委員 これは民間だけで、市町村とかじゃないわけですね。

○内田都市計画課長 例えば、樹木保存なんかは市町村のほうでされた場合には助成もしております。必ずしも民間だけということでは

ございません。

○早田順一委員 わかりました。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○高野洋介委員 多分、道路保全課になるのかなと思いますけれども、昨年度もそうだったんですけども、議会のたびに専決処分が出てきますよね、道路瑕疵の問題で。それは、この決算の中には、歳出に入るんですね。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。

歳出予算の中でですね——道路保険に実は各自治体かたっておりましてですね、賠償金の支払いは道路保険から支出することになります。当然ながら、道路保険の掛け金が年間200数十万ほど毎年あるんですけども、私どもの——歳出の、管理費がどこかあると思うんですけども、20ページの大きな枠の上から2段目、道路橋りょう総務費の中の備考欄に道路管理事業というのがございます、2,335万1,000円ですね。この中に、先ほど申しました道路事故等が発生した折の保険会社への保険料が200数十万円入っております。

○高野洋介委員 ということは、県が事故に遭われた方々に対して直接、例えば10万円の請求が来たときに10万円を支払うことはないというふうなことだと思いますけれども、これだけ毎年毎年、毎回毎回件数が上がってくると、保険料も上がってくるような気がするんですけども、上がったりはしますか。

○亀田道路保全課長 確かに、大きな人身事故等が発生した翌年は保険料もそれなりに、前年度の実績を加味したところで保険会社さ

んが入札されますもんですから——基本的には3～4年前から、熊本県の場合は一般競争入札でやっておりましてですね、若干は、やはり掛金が翌年度は上がると思います。具体的にどれだけ上がるかというのは、ちょっとここでは一概に申しませんけれども、若干そういう要素はあります。

○高野洋介委員 大体、私いろいろな人の話聞いたら、わざとそういう穴とかに持って行って、わざとパンクさせるという人も中にはいるんじゃないかという話も伺ったこともあるんですよ。ですから、そこはですね、きちんと道路の保全というのは考えていかないと、そういう人たちがふえるとですね、私は保険料も上がるだろうし、いろんな面でいけない部分が出てくると思いますので——今一番私が問題視しているのは、ふだんの道路維持のあり方ですよ。これをですね、土木部全体に言いたいのが、今までどおりですね、振興局が回って、パトロールして穴を埋めるというようなことも大事かもしれませんが、抜本的にですね、いろいろ変えていかないと、休日とか、そういったときにですね、いろいろまた問題が出てくると思いますので、委託とか、そういう部分もパトロールもお願いしていますが、それではカバーできないところがえてしてあるので、そこをきちんと徹底してですね、皆様方で知恵を出し合ってですね、そういう事故、事件がないような形でですね、少しでも少なくなるように今後努力していただきたいというふうに思っております。

答弁は要りませんので、要望でいいです。

○井手順雄委員長 それでは、最後に私が質問いたします。（「俺ももう1個あるとばってん」と呼ぶ者あり）その前にちょっと1個。繰り越しの分なんです、道路が71億、保全が77億、都市計画62億、河川33億、港湾5

億、砂防28億と、結構これ大きな額ですよ。この金額というのは、前年とかそういう、年数から見てふえてきているんですかね、状況としては。

○金子監理課長 監理課でございます。

繰越額にはですね、金額的に言うと昨年度とほぼ同額ぐらいでございます。21年度が515億で……（「マイクがついていない」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 大きい声で言うてください。

○金子監理課長 失礼します。監理課でございます。

繰越額は、平成22年度とほぼ同額でございます。21年度は、大型補正があった関係で510億円を超える繰越額がっております。繰越率は、昨年よりも若干ふえているという状況でございます。

○井手順雄委員長 なぜ聞いたかと言いますとですね、繰り越しというのは——やっぱり役所の仕事というのは、年度内予算消化というのが大前提だろうというふうに思います。そういう中で——私もこういう関係の仕事で以前しよったんですが、やはり工事業者というのは、工期というのをしゃんもりでん守らなくちゃいけないと、これを、工期を外したら点数が下がってくるからということで一生懸命したもんです。

今見てみれば、こんなにですね、予算が繰り越しされるとというのは、何が原因なのかなど、当時と比べて。私が思うにですね、私が思うに——この繰り越しの理由というのを見てみますと、不測の事態が起きたとか、用地買収の交渉に伴いとか、これ事前にわかることなんですね。事前にわかっているなら発注しなきゃよかったですよ。そして全部ですよ、

例えば23年度発注して24年度に繰り越したら、24年度に終わりましたというような答弁があります。じゃ、1年前から予定して、1年後にまた出せばいいんじゃないですか、工事自体を。

出してみらぬとわからないという要素がいったいあると思うんですよ。というのはどうということかと言いますと、設計書というのは、今は全部、県は委託しています、測量会社に。そして、設計書が上がってきます。県は、現場を一回も確認していないんですね。確認しないで入札にかけます。で、かけたところがそういった諸問題が発生するということですが、私は原因にあるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○金子監理課長 多分、繰り越しの場合はいろんな原因があるんだろうと思うんですけども、一番の原因はですね、計画関係に時間を要した原因が多いようです。中身にはですね、住民等への説明、意見調整に時間がかかる、あるいは関係機関との調整に時間がかかるという……

○井手順雄委員長 それは、発注前に事前に行ける。それをしてから発注すれば、何の問題もなく工期内に終わると。これは、だれが考えてもわかりますよ。それを何で発注するのかということをお聞きしよつとですよ。

そんなら、逆に言うならですよ、これは西田さんに聞くけどね、そうやって工期を1年間延長しましたと、そうすると現場内には仮設工事、いわゆるリース物の矢板とか、それにかかわる今度は人件費等々がかかってきます。延ばせばその管理をしなくちゃ——共通仮設費、このあたりが出てきます。そしてあと、経費の問題が出てきます。これは全部延長したやつは増額しているんですか。

はい、西田さん。

いわゆる工事金額というのは、そういった

内容と工期も合わせたところで工事予定価格というのは出てくるんでしょう。そこもあわせてお願いします。

○西田土木技術管理課長 基本的に、委員長がおっしゃられたとおりでございます。あと、延長した部分を見るかどうかということなんですけれども、あくまでも不可抗力とか状況の変化等が生じた場合は、基本的には、いわゆる業者さんの責に帰するものでない場合、正当な理由がある場合については、それは考慮しています。基本的には、個々のケースを見て判断という形になると思います。

○井手順雄委員長 この延びた理由というのは、全部見てみますと、ほとんどがね、役所の問題ですよ。やっぱり関係者との協議が手間取った、関係機関との協議が手間取った、地権者との協議が長引いたと。全部この——何十億あつてですか。70、70、60、30、28億で、この分全部、工期延長したら、増額補正しよるわけですね。

はい、西田さん。

○西田土木技術管理課長 個々の状況については済みません、ちょっと……。

○井手順雄委員長 では、監理課長。幾ら増額していますか、全体で。

○金子監理課長 増額分のちょっと額は把握しておりませんが、290億近くの繰り越しになっていますので、ある程度、かなりの額が上がってくるんじゃないかならうかと思えます。

○井手順雄委員長 それはね、結局税金の無駄遣いです。基本的に、先ほど言うたように県職員がね、発注前に測量会社とか、等々から設計書が上がってきて、入札にかけます。

そのときに必ずチェックを入れなくちゃいけないんですよ、工事、工事に。ここの工事はね、まだ用地が済んでいないということであれば、用地課が行って用地を済ませるとかね。

例えば、砂防なんかは、財産がどうのこうのとか、そういうのは一番からわかっていることですよ。登記ができていないとか、そういうところに発注するわけですよ。だから、こがんで日数が延びると。そして、必ず1年後には終わっていると。おかしゅう思われぬですか。

そんなら、1年前からそういう協議をすればいいじゃないですか。その協議の場を——行き当たりばったりで発注するから、こういった繰り越しが出てくると言うしかない。これは、何か附帯決議を私はつけたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○金子監理課長 委員長、今指摘があったので——用地関係についてはですね、用地買収が終わって登記ができないと発注はしていません。用地についてはですね。

○井手順雄委員長 それなら、砂防課に聞きますよ。

相続の問題により手続に不測の日数が、そこで不測の日数が生じた。では、ちなみに、93ページの塩屋C——はい、お願いします。登記は終わってしまったんですか、終わったらぬだったんですか。

はい、砂防課長。

○古澤砂防課長 塩屋C、単県急傾斜の工事でございますけれども、相続の関係で登記見込みという……

○井手順雄委員長 監理課長、見込みですよ、終わっていませんよ。

○金子監理課長 監理課ですけれども、発注の際には用地の完了を待って発注していますので、むしろこの原因というのは、4月に新年度予算がスタートするんですけれども、結局その間に用地問題がなかなか片づかなくて、発注が年度末近くになるとか、あるいは年内ぎりぎりになってしまっていて、それが原因で結果的に……

○井手順雄委員長 登記見込みでしょう。

○金子監理課長 登記見込みで……

○井手順雄委員長 見込みで——完了せぬと発注できないと今言ったじゃないですか、完了してから発注すると。それはおかしいことでしょうか。ですから、今ここでこれ以上言いませんけれども、繰り越しというのはあくまでもなくしていただきたい。年度に終わるのは年度に終わっていただく。そのためには発注する際にね、もう少し現場を皆さん方が部下に言うてね、把握をさせて発注する。

部長、いかがでしょうか。

○船原土木部長 今御指摘の、繰り越しが毎年毎年減らないというか、あるということについては、我々もしっかり反省せぬといかんと思っております。ですから、そのためには、例えば用地が関係するということであれば、それを前年度で用地を買ってしまうとかですね、次の年には工事発注だけ、そういうふうにすれば工期はしっかりとれるわけですから繰り越しはないわけですが、そういう計画的な執行をやると、それは心がけていきたいと思っております。

○井手順雄委員長 よろしく申し上げます。以上で……

○佐藤雅司委員 関連でよかですか。先ほど

の説明をずっと聞いておられますと、歳入についても、繰り越しのためとおっしゃっているんですね。歳出についてはですね、今指摘がっているような話だろうというふうに思いますけれども、それも繰り越しのためというふうにですね、説明されているんですよ。初めから繰り越しを予定してですね、皆さん方は仕事をされているんだろうなあという印象を私は持っているんですね。

歳入での繰り越しを——繰り越しのためと書いてある、ここに。それはいわゆる——予算現額、調定額、それから比較、そして予算現額と歳出額の比較が最後に出てきますけれども、そこの中で出てくる歳入から歳出を引いた額がいわゆる繰り越しのためというふうにおっしゃっているんです、ずっと。

もう頭の中では、皆さんの頭の中ではですね、繰り越しをずっと前提として考えて、歳入にしても歳出にしても考えておられるということでの予算の組み方だなあというふうな、あるいは決算のやり方だなあというふうな印象を持っておられますので、つけ加えておきたいと思います。

○西聖一委員 委員長が附帯決議をつけるというのであれば、ちょっと私も意見を言わななとですけども。執行部にも確認しますが、繰り越しはあっちゃならぬことはわかっていますけれども、やっぱり国との関係の中で経済対策を2月、3月、年明けに組む場合の中です、組まざるを得ない。そして、例えば翌年度の予算を先食いせなん実態があるわけですよね。その中で計上して、上げていますから、佐藤委員がおっしゃるよう、もう前提としている事業もはっきりあるわけですよね。

その中で、不測の日数を要するという言葉は、行政用語で使っているのがあるわけですから——全ては絶対にならぬということは了解した上でですね、言っていただきたいと

いうことをちょっと私からも言うておきますし、土木部長、国からも来られていますから、そこら辺の話は少しはしたほうがいいんじゃないですかね、違いますか。

もともと繰り越しを前提とした予算の仕組みがあるじゃないですか、年越して採択する分があるわけですから……。

○井手順雄委員長 ゼロ国でしょうもん。ゼロ国なんかは、わかっとつとだもん。

○西聖一委員 そういうのも入っているわけでしょう。ないんですか。

○佐藤政策審議監 今、ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、トータルで295億のうち、いわゆる未契約繰り越し、契約せずに繰り越しする額というのが、これが今資料を見ても176億ということでございまして、契約して繰り越した分というのは率的にはかなり下がってくる。それも、先ほど監理課長が申し上げましたけれども、用地の話、収用の、砂防の話もそうだと思うんですが、年度当初から用地を交渉しているけれども、妥結するのがなかなか遅い時期になってしまう。そうすると、残りが例えば12月ぐらいに、いつ具体的に妥結したかは私も存じ上げませんが、年末ぐらいに妥結すれば、どうしても工期的にはもうとれない、年度内にはとれないので、それは結果的に繰り越しになってしまうという例もございます。

ただ、そうは言いながらですね、工事が、箇所が出ればすぐ工事が発注できるように用地のストックをつくっておくですとか、あるいは委員長もおっしゃいましたけれども、関係機関と事前に調整を重ねた上でトラブルがないように努めていく、こういったことがぜひ必要だと思っておりますので、そこら辺は我々としても——西委員おっしゃっていただいたような事情もございますが、極力繰り越

しが出ないような努力をやっていくということで頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○西聖一委員 姿勢は当然そうですけども、実務的にという部分があるんじゃないんですかということ、私はちょっと聞いたんですけれども、これは入ってないんですか、実務的に繰り越したやつ。

○佐藤政策審議監 実務的にと——今申し上げましたように、まさに経済対策あたりが年度末ぐらいに来ると、それを受け取らぬという選択肢は我々には今、ないと思っていますので、それは当然受け取る。ただし、それは——では、その残りの1カ月、2カ月ぐらいで設計をして、用地を片づけて、工事も全部完了するのは実際、物理的に不可能でございますので、そういった面もございまして、それは、あるということでございます。

○西聖一委員 不測の日数を要するから繰り越してでしょう。事故繰越と違ってですね。そういうのはちゃんと合わないといけないんじゃないですか。

○佐藤雅司委員 やっぱり現年度主義ですからね、予算というのは。その間に、やっぱり事業を完了していくというですね——たしか農政のときも私は申し上げたんですけれども、それをきちっとやっぱりやらないといかぬと思いますよ。それは——西先生が今おっしゃったんですけれども、そういう場合もあるかもしれませんけれども、それは、限りなく現年度主義ですから、この期間にやってしまいますからと——国に対してもですね、3次補正、4次補正で皆さんが頑張ってくれたそのことは評価しますが、やっぱり3月ですね、発注するのが年末だとか何とか非常に厳しい日程になるかもしれませんけ

れどもですね、現年度主義でやっぱりやっぺいかなないと、それはおかしいと思いますよ。

○井手順雄委員長 東委員は、関連で何か。どうぞ。

○東充美委員 先ほどから、委員長から言われていますけれどもね、私もこれ、今来てずっと見ていたんですけれども、すごく、何と言いますか、不測の事態が多過ぎると。ずっと見て——附属資料の23ページの一冊上の、事業名が「辛川鹿本線 合志市福原」と書いてありますけれども、この繰越理由でもですね、「水路ボックスを施工するにあたり、借地して仮設の水路に切り回す必要があるが、借地の交渉に不測の日数」と。これは、借地だけでもですよ、不測の日数自体——ちょっと私もこれ聞いてみたら、進捗状況60%、これもどこからどこまでが60%かちょっとそれも尋ねたいんですけれども、これ聞いてみるとですね、前、振興局のですね、土木部長たちは、もう今年度は完成します、今年度は交通通過できますとかいう話をずっと前から言われているけれども、なかなか進まないんです。

これだってですね、ちょっと聞いてみたら、農家の方で、今から作付するということに交渉に来なはったて、冬場だったら作付していないからいつ来られてもよかったんですけど。さっき言われたように、現場を皆さんは御存じなのかなと思ってですね、こういう借地の交渉なんかも。そうだったら、もう作付を終わってですよ、ことしの収穫が終わった後に来てくださいと言うばってん、半年になる。1カ月、2カ月じゃないんですよ。

そういうことで、余りにも不測の日数で簡単に書いてありますけれどもね、まず皆さんは現場を御存じなのかなと。まず、この進捗状況の60%から、もしわかれば教えていただきたい。これはどこですか——道路整備課。

○手島道路整備課長 道路整備課です。

これは4月時点の60%でございますので、ちょっと確認はしていませんけれども、大体これぐらいの数字だと、今までの経験だと終わってはいると思うんですけども、済みません、ここだけの、個別の数字として確認はしていませんので、調べた上で東委員のほうに後日お答えしたいと思います。

○東充美委員 現場は、あの、お会いするんですね、わかっておいでであれば、私たちにちょっとでも御意見伺いでもあればですね、私たちにもそういった形で、その方々とはですね、いろんな形で御指導というかお話しはできると思うんですよ。

まず、形で、ただただ単に借地の交渉に不測の事態と、不測の日数ということだけでなく、農家だったら、いつごろ植えて、いつごろ収穫というのがわかるもんですから、そういうことを含めるとですね、こんな1億4,000万もですね、毎年毎年繰り越すなんかないと思うんですよ。

そういうことも考えてですね、先ほど言われたように、余りにも多過ぎるということをちょっと考えたもんですから。

○池田和貴副委員長 私は、今委員長がおっしゃられた現状についてですね、やはり改善すべきところはあると思うんですが、余り現年度主義にこだわることによって、例えば予算を——逆に今、私たち熊本県からすれば、なるべく早く進めるために予算をたくさん取ってきたいという現状があって、その予算を獲得するためにですね、現年度主義を貫くこと、またそのルールを余りにも厳格にやることによって、そこがですね、逆に減ってしまう。時期を逃して、この時期申請すれば予算があったんだけど、次の年にしたためにその予算がなくなってできなくなってしま

というような事態は、それは想定はされないのですかね。

だから、バランスの問題なんだろうと思うんですけども、やはりおっしゃられたように、きちんとルールどおりにやるということが大前提なんですけれども、それとは別に、やっぱり現実的にやるべきところも私はあるんじゃないかと思うんですけども、その辺は全然答弁として返ってきていないので——私自身は、ちょっとそういうのは大丈夫なのかなという、ちょっと心配だったんですけども、どうなんでしょうかね。

○金子監理課長 監理課ですけれども、副委員長がおっしゃったように、当初予算がずっと減ってきておりますので、土木部としても当初予算の確保は至上命題であると思っておりますので、そのためには現在繰り越しが多くても、予算要求の時期には単年度で実施できなくても、ある程度予算要求はしないとイケないと思っております。

ただ、やっぱりこれまでの、繰越額がかなりふえてきているのは、やっぱり21年度に大規模な経済対策が打たれて、その影響が続いているのと、今年度の繰越額が多かったのは、昨年度に国の3次補正が出まして、それが12月と2月議会で補正をしているものですから、予算がついても年内に発注できる機会が全くなかったというのが、大きな要因になっております。

ただ、そう言いながらも、やはりやるべき事業箇所はかなりありますので、予算要求はしっかりしていかないとイケない。かといって、繰り越しが必ずしもいいものではないので、繰り越しを減らす努力もやっぱりやっていく必要があると、両方きちんとやる必要があると考えております。

○池田和貴副委員長 今委員長から御指摘があったように、余りにも繰り越しを安易に考

え過ぎること自体が問題であって、例えばこの説明資料の説明の仕方も、もしかしたら、もう少し工夫すれば誤解を招くようなことがなかったかもしれない、そういったこともあると思います。

ただ、委員長が御指摘のように、安易になるような風潮は戒める必要があると思いますので、そこはぜひ土木部内で是正をしていただきたいと要望しておきます。

○井手順雄委員長 それでは、これで終わりますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 これで本日の審査を終了します。

次回の第5回委員会は、10月22日月曜日午前10時に開会し、午前に健康福祉部、午後から企画振興部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後0時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長